

ハラスメント防止委員会規定

(委員会の名称)

第1条 神奈川教区における「ハラスメントの防止等」に関する規則に従って、当該委員会はハラスメント防止委員会とする。

(目的)

第2条 神奈川教区における「ハラスメントの防止等」に関する規則第3条に従って、活動することを目的とする。

(委員会の期間)

第3条 設置された2018年度は1年間とし、以降は2年間を期間とする。

(委員会の役割)

第4条 神奈川教区における「ハラスメントの防止等」に関する規則第3条に従って、当委員会は、

- (1) 学習、研究、啓発
- (2) 窓口業務
- (3) その他必要とすること
を行うこととする。

(委員会の構成)

第5条 委員は7名とする。その内訳は、教職3名、信徒4名とする。教職のうち1名は、教区三役の間から選任する。

(窓口担当について)

第6条 窓口担当の任は委員のうち、3名があたる。

(変更)

第7条 この規定の改廃は常置委員会の議決をもって行う。

(付則)

第8条 この規定は、常置委員会が議決した日から施行する。

(注) この規定は、神奈川教区ハラスメントの防止に関する規則の制定に従い、2018年3月6日の2017年度第13回常置委員会で議決された。